

令和8年4月6日

各保護者様

大田区立北糀谷小学校
校長 細井 鏡子

自然災害への初期対応

日頃より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

大田区教育委員会「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン<令和8年3月改訂>」に基づき、自然災害時には、下記のように対応いたします。ご協力をお願い申し上げます。

1. 地震対応

(1) 地震発生時

○登下校時間帯

自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は自宅に避難しても良いが、学校への避難を原則とする。自宅に避難した場合は、その旨学校へ連絡するか、学校へ避難する児童に伝言する。

○学校での活動時間帯

教職員が、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ児童を避難させ、安全を確保する。ただし、情報収集後、大田区内で震度5弱以上の地震（以下、「大規模地震」と記述）であることがわかった場合は、(2)以降の対応を取る。

(2) 児童の留め置き及び引渡し

★地域に火災や家屋の崩壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合

○学校へ児童を留め置く。

○保護者が引き取りにきた場合は、児童を引き渡す。

★地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合

○保護者による引取り下校を実施する。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置く。事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生の兄姉による小学生の引き取りも可能とする。

※震度4以下の地震であっても、児童、生徒の帰宅や帰宅後の安全が確保できないと校長が判断する場合は、児童の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを実施することがある。

(3) 給食

授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、

ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者による引取り下校を実施することを原則とする。

2. 暴風警報等

気象庁が発令する暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報(線状降水帯発生、記録的短時間大雨)、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難※1対応(※1をまとめて、以下暴風警報等とする。)

(1) 臨時休校

○午前6時に大田区へ**暴風警報等**が発令されている場合は自宅に待機し、午前7時に大田区へ**暴風警報等**が発令されている場合は臨時休校とする。

※暴風注意報や波浪警報の場合は原則登校ですが、風雨が強い場合、川の水位が上がっている場合等は、ご家庭の判断で家庭に留め置くことも可能です。その場合は必ず学校へご連絡ください。

(2) 学校留め置き

○下校時に暴風警報等が発令されている場合、児童を学校に留め置く。

○暴風警報等が解除されるまでは児童を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。
午後6時以降に暴風警報等が解除される見込みとなった場合、保護者による引き取り下校を実施する。

3. 鉄道の計画運休に伴う臨時休業の対応

(1) 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

○午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合は臨時休校とする。

○当日、途中で計画運休が解除されても臨時休校の対応は変更しない。

※ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、(1)以外の対応が必要な場合は、教育委員会より別途指示があります。

(2) 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表されない場合

「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」の対応とする。(本通知内容)

4. その他

(1) 「tetoru」、「学校緊急連絡システム」、「区民安全・安心メールサービス」の登録について

「tetoru」、「学校緊急連絡システム」、「区民安全・安心メールサービス」へのご登録をお願い申し上げます。

(2) 中学生による引き取りについて

事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可能です。